部長及び参事官　　警務発第３１１号
殿　　令和８年３月13日
所　属　長　　３年保存（口訓）
本　部　長

育児休業から復職した職員に対する「職場復帰後研修会」の実施について（通達乙）

育児休業を取得した職員に対する円滑な職場復帰に向けた取組については、これまで「育児や介護に携わる職員に対する面談の実施等について（通達乙）」（令和７年５月30日警務発第542号）に定める「職場復帰前研修」として、所属主体で実施しているところであるが、この度、県本部警務課が主体となり、職員が復職後に受講することが可能な「職場復帰後研修会」（以下「研修会」という。）を下記のとおり実施することとしたので、受講を希望する職員が研修会に参加できるよう職員の勤務配慮等に努められたい。

記

１　趣旨

職員が抱える休業期間中のブランクによる不安の解消及び育児休業前、育児休業取得中、育児休業後にかけて継続的な家庭と仕事の両立支援を一層図るため、所属で実施する「職場復帰前研修」に加え、県本部警務課の主体で開催することとする。

２　対象者

概ね１年以上の育児休業から復帰した職員のうち、研修会への参加を希望する職員。

研修会開催後に育児休業から復職した職員については、次年度開催の研修会に参加できるものとする。

３　研修会の時期

より多くの対象者が復帰する時期を踏まえ、別に定めることとする。

４　研修会の内容

両立支援制度等に関する説明や各部における情勢等について情報提供を行い、職員の円滑な警察業務の遂行に資する研修内容を実施するものとし、詳細については別に定めることとする。

（本件担当：企画係、2652、2654、2664）